

第 19 回インターラッジ・ネゴシエーション・コンペティション問題
(10 月 20 日版)

1. ネゴランド国は、国土 90 万平方キロメートル、人口 3000 万人の立憲君主制国家である。首都はネゴネゴである。科学技術が発展しており、工業、IT 等の分野で世界的に有力な企業も多い。インターネットを活用した e-commerce なども活発である。また、豊かな自然や歴史的な遺産など、観光の見どころも豊富であり、観光業も盛んである。1 人当たり GDP は約 5 万米ドルである。通貨はネゴリラである。公用語はネゴ語である。ネゴランド国は、充実した社会保障で知られている。医療や高齢者福祉は税金で賄われており、また、所得補償制度も充実している。こうした充実した社会保障もあって、国民の政府に対する信頼や満足度は高く、近年の政府に対する支持率は 70% 台を維持している。
2. ネゴランド国では、国民一人一人に National ID Number が付与されている。この National ID Number は公開情報である。National ID Number に紐づける形で様々な情報が統合され、公的サービス、商取引、金融取引、教育、医療、納税等、幅広い分野で活用されている。このように個人の情報を官民が利活用することについて、国民の多くは好意的である。ネゴランド国の銀行が共同で、個人が特定の National ID Number を有する者であることを証明するための本人確認システムである Nego-ID を開発しており、スマートフォン、ID カード、PC 等を用いて、対面でまたはオンラインで、簡単に本人確認ができるようになっている。
3. また、ネゴランド国政府は、2017 年、IT 技術の粋を凝らしたスマート・シティ構想を推進することを宣言し、第一歩として人口 100 万人のネゴランド第 3 の都市であるネゴタウンをスマート・シティ特区として設定した。そこでは、規制の緩和等を行い、官民両面で大規模な IT 化を進めて、自動運転自動車の実用化、キャッシュレス化、省エネルギー・ビルディングの推進、5G 通信網の整備、太陽光発電の推進等を進めてきた。2019 年には都市のほぼ全域でのキャッシュレス化、2020 年には公道での自動運転や 5G の実用化を実現している。
4. アービトリア国は、国土 50 万平方キロメートル、人口 5000 万人の立憲君主制国家である。首都はアブアブである。ネゴランド国と同様、工業が盛んで、科学技術が進んでいる。電子部品や自動車産業では世界をリードしているが、情報技術や宇宙産業などの世界の最高水準からはやや遅れている。最近は、観光立国にも力を入れており、海外からの観光客も増加傾向にある。1 人当たり GDP は約 5 万米ドルである。通貨はアブドルである。公用語はアブ語である。

5. アービトリア国は、少子高齢化が進んでおり、人口も減少傾向にある。この結果、若手の労働力不足が社会的な問題となっており、特に、運送業、建設業、介護事業、飲食業等で、人手不足が顕在化してきている。例えば、アービトリア国では、通信販売や電子商取引が盛んになっているが、物品の運送を担う運送事業の負担増加が叫ばれている。こうした業種における人手不足への対応策として、ロボット技術や自動化技術の活用の必要性が指摘され、様々な取組みが行われているが、未だ、実験段階であり、実用化は進んでいない。

6. アービトリア国では、個人情報保護に関する問題関心が高まっている。2017 年 5 月には、欧州が制定した General Data Protection Regulation と同内容である一般データ保護法を制定した。同法は 2019 年 1 月 1 日から施行されている。一般データ保護法を所管するのは政府の個人情報保護委員会である。個人情報保護委員会は、一般データ保護法に関して、同法の施行時に同意に関するガイドラインと地理的適用範囲に関するガイドラインを公表しているが、この内容は、欧州の GDPR に関する同意に関するガイドラインや地理的適用範囲に関するガイドラインと基本的に同内容である。なお、同法の施行に際し、個人情報保護委員会は、個人情報の保護のために一般データ保護法を厳格に適用していくと宣言しており、2019 年 5 月には、大規模小売店が、50 万人余りの顧客の個人情報を漏洩させたとして 1000 万アブドルもの制裁金を課されたケースが発生している。ネゴランド国については、一般データ保護法 45 条 1 項における決定はなされていない。

7. ネゴランド国とアービトリア国の関係は良好であり、活発な人・物・サービスのやり取りがなされてきた。ネゴランド国とアービトリア国の経済水準や人々の嗜好等は比較的よく似ていると言われている。2007 年には経済連携協定を締結しており、物品の貿易についての関税が撤廃されている。ネゴランド国及びアービトリア国は、いずれも外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約、国際航空運送についてのある規則の統一に関する条約（モントリオール条約）、国際物品売買契約に関する国際連合条約の締約国である。ネゴランド国もアービトリア国もネゴリラ、アブドル、米ドルの相場の推移は別添 1 の通りである。ネゴランド国とアービトリア国との間では 3 時間の時差があり、ネゴランド国との時間が先に進んでいる。ネゴランド国とアービトリア国は飛行機で約 7 時間の距離である。

8. ネゴランド国、アービトリア国のはずにおいても、貨物・旅客の運送事業（国内運送であるか国際運送であるかを問わない）は、いずれも所管官庁の免許を得ないと行うことができない事業である。このうち、国内貨物運送を行う事業者は外資規制の対象となっており、外国人が代表者である法人、外国人が取締役の 3 分の 1 以上を占める法人、外国人が議決権の 3 分の 1 以上を有する法人は、国内貨物運送事業を行う免許を得るこ

とができない（国際貨物運送に関する外資規制はない）。

9. レッド社は、ネゴラント国の大手運送事業者である。レッド社は、1950 年に、ネゴラント国内の運送会社として設立された。2000 年頃から、ネゴラント国で e-commerce が盛んになり、通信販売の貨物運送の取扱高が増加するにつれ、レッド社の業容は拡大した。レッド社の貨物運送の中心は、宅配事業（個々の家庭や事務所を訪問して荷物を届けたり、荷物を預かったりする事業）である。ネゴラント国内の宅配事業では、毎月約 4000 万個の荷物を扱っており、ネゴラント国第 2 位のパープル社（毎月約 3000 万個の荷物を扱っている）、第 3 位のグリーン社（毎月約 2000 万個の荷物を扱っている）の 3 社で、ネゴラント国内の宅配事業の 9 割を担っている。

10. レッド社は、2008 年からは、ネゴラント国とアービトリア国間の国際航空貨物運送にも進出した。この航空貨物運送では、レッド社自身が貨物専用の中型航空機 2 機を保有し実際の運送を行うのに加え、ネゴラント国及びアービトリア国でフォワーダーとしての業務も行っている。2007 年のネゴラント国とアービトリア国との間の経済連携協定締結の結果、ネゴラント国とアービトリア国との間の貿易が従来以上に盛んとなったことから、ネゴラント国の大規模国際貨物運送事業者をレッド社が買収し、自社の事業に加えたものである。レッド社は、こうした宅配事業や国際貨物運送事業のリソースや経験を活かして、ネゴラント国の法人向けのロジスティックスのコンサルティングやサポート事業も手掛けている。ロジスティックス事業との関係では、ネゴラント国的主要都市に顧客が利用できる大規模な倉庫を所有しており、ロジスティックスに関する多様なニーズに応えるソリューションの提案に活用している。また、2010 年には、ネゴラントの観光バス会社を買収し、国内の観光バス事業にも参入している。丁度、2010 年頃から、外国からのネゴラント国への観光客が増加したこともあり、外国人向けの貸し切り観光バス、及び、定期観光路線バス事業に力を入れ、成功してきた。

11. レッド社は、2015 年からネゴラント国最大の自動車会社であるイエロー社と共同研究開発契約を締結し、共同して自動運転自動車やローンによる貨物輸送の実用化に取組んでいる。開発は順調に進み、2017 年からは、ネゴタウンでのスマート・シティ構想の取組みの中で、自動運転自動車やローンを使って消費者の自宅に届ける実験を始め、2019 年 5 月からは、ネゴタウンにおいて、小型の商品についての実用化に至っている（共同研究開発を通じて得られた知的財産権はレッド社とイエロー社が共有している）。レッド社の概要は別添 2 のとおりである。

12. ブルー社は、アービトリア国のオンライン小売事業者である。1990 年に設立され、若者向けの文具やファッショングのインターネット・ショッピング・サイトからスタートし

た。アービトリア国の人々のインターネットの利用が進むにつれて、ブルー社の取扱い商品と業容はどんどん拡大し、現在では、ブルー社のサイトで何でも買える、といったくらいに、豊富な品揃えを誇るアービトリア国最大手のインターネット・ショッピング・サイトを運営している。ブルー社が運営しているショッピング・サイトは2つある。1つは、アービトリア国内の業者から幅広い商品を購入し、自社で在庫を持つ形で販売する「ブルー・ストア」である。ブルー社は、アービトリア国に巨大な倉庫を有しており、注文の翌日にはアービトリア国内の各所に商品を届けてくれる便利さが大変好評である。「ブルー・ストア」の顧客は殆どアービトリアの消費者である。

13. もう1つは、アービトリア国の業者に限らず、世界各国からブルー社が選んだ優良店舗を集めた「ブルー・グローバル・モール」である。「ブルー・グローバル・モール」は、インターネット・サイト上に開設された超大型ショッピング・モールである。電化製品、家具、衣服、宝石、食糧品などの物品の販売に限らず、エンターテインメント、教育、観光等のサービスまで、幅広いジャンルをカバーしている。「ブルー・グローバル・モール」で行った注文は、モールに出店している各店舗に取り次がれ、各店舗から商品が発送されたり、サービスが提供されたりする。単に検索できるだけではなく、サイトのデザインやUser Interfaceが工夫されており、顧客は実際にモールを散策しているような感覚で世界の優良店の商品をチェックすることができる点が人気である。各出店者のサイトは、ブルー社が管理している場合（ブルー社がサイトの運用をサポートしたり注文・取引データの管理に関する継続的なサービスを提供したりするもの）と出店者が管理している場合（ブルー社は出店者のサイトへのリンクを提供するのみであるもの）がある。「ブルー・グローバル・モール」では、顧客がネット上で様々な体験ができるようにすることを目指しており、出店している各店舗と協力して、衣服のバーチャル試着、自動車のバーチャル試乗、不動産のバーチャル内覧等の実現に力を入れている。こうした仕組みの開発にあたっては、ブルー社のスタッフが自社で開発したVR技術を出店者に提供し、出店者と協力して魅力あるバーチャル店舗の開発に取り組んでいる。

14. 「ブルー・ストア」で使用されている言語はアブ語のみであり、決済通貨はアブドルのみである。アービトリア国外からの利用も可能ではあるが、アブ語であるのと、国外への配送の際の配送料は50アブドル以上になるので、国外からの利用者は多くない。「ブルー・グローバル・モール」は各出店者のサイト以外の部分（例えば、店舗紹介などブルー社自身が提供している部分）の使用言語はアブ語であるが、各出店者のサイトが何語で提供されるかは、各出店者が決定している。但し、「ブルー・グローバル・モール」は高機能の自動翻訳機能を備えており、ある出店者のサイトが英語や他の言語であっても、この機能を用いることによって、アービトリア語に翻訳される（この自動翻訳機能はブルー社が開発したもので、外部サイトについても利用可能な技術であり、ブルー・グローバル・

モールの利用者が利用するかどうかを選択する)。翻訳の精度は、自動翻訳機能としては世界一の水準で、モールでのショッピングには全く問題ないレベルである。各出店者のサイトでの決済通貨も各出店者が決定している。但し、「ブルー・グローバル・モール」では各種のクレジット・カードやアービトリア国で普及しているキャッシュレス決済ツールを用いてアブドル建てで決済できる機能を提供しており、ある出店者のサイトの決済通貨が米ドルや他の通貨であっても、この機能を用いることによって、利用者はアブドルで支払いを行うことができる(ブルー社は、支払われたアブドルを、出店者のサイトの決済通貨に換算して、出店者に支払う)。ブルー・グローバル・モールもアービトリア国外から利用可能ではあるが、物品の販売に関する店舗については、国外への配送の際の配送料が50アブドル以上になるので、国外からの利用者は多くない。

15. ブルー社は、自社のインターネット・ショッピング・サイトの構築のためのリソースを活用して、事業者によるオンライン・マーケティング・システムや販売管理システム等のシステム開発、また、クラウド・ストレージ・サービス(ブルー社が保有・管理するサーバー上で顧客企業のデータ等を預かるサービス)を提供している。このサービスは、ブルー社の余剰リソースを活用することにより提供されており、その大きな収益源となっている。ブルー社がクラウド・ストレージ・サービスの提供に利用しているサーバーは、アービトリア国を中心に、ネゴランド国等複数国に設置されている。ブルー社の概要は別添3の通りである。

16. 2009年10月1日、ブルー社はネゴランド国におけるブルー・ストアのサービスを開始した。これは、「ブルー・ストア」がアービトリア国で大きな成功を収めたことに伴い、ブルー社としては、このビジネスモデルを他の国においても使えないかどうかと考えたこと、その際には、アービトリア国と関係が深く経済状況も似ていると考えたネゴランド国が最適であると考えたことによる。こうしてスタートしたネゴランド国の消費者向けのサービスは「ブルー・ストア・ネゴランド」といい、略して「BSN」と呼ばれている。BSNをスタートするにあたり、2009年5月、ブルー社はネゴランド国内に100%子会社であるブルー・ネゴランド・カンパニー・リミティッド(以下「ブルー・ネゴランド社」という)を設立した。

17. BSNは、ネゴ語のみで提供され、決済はネゴリラのみで行われている。ブルー・ストアとBSNは、別々のサイトとして運用されており、顧客のアカウントもブルー・ストアとBSNは独立して管理されている。顧客がBSNを通じて商品を購入する場合の売主はブルー・ネゴランド社ではなく、ブルー社であり、ブルー・ネゴランド社はネゴランド国内での商品の調達、保管、配送の委託を担当している。BSNの顧客から注文が入ると、ブルー社からブルー・ネゴランド社に対して取引の内容が報告される。ブルー・ネゴ

ランド社は、この報告に基づき、ネゴランドにある自社の倉庫から商品を出荷する。BSN では、ネゴランド国内の商品に加え、「ブルー・ストア」で扱っている商品のうち、特に人気の高いアービトリア国商品も扱っている。アービトリア国商品については、前もってアービトリア国からネゴランド国倉庫に一定量を移して保管をしておき、在庫がないものについては航空便でアービトリア国から輸送して消費者からの注文に対応している。

18. BSN を開始するにあたり、ブルー社が商品の運送・配達を委託する業者として選んだのがレッド社である。ブルー社がレッド社を選んだ理由は、レッド社は、ネゴランド国第一位の宅配事業者であり、また、BSN におけるアービトリア国商品のアービトリア国からネゴランド国への航空運送にも対応できるためである。レッド社としても、2008 年からスタートしたネゴランド国とアービトリア国間の航空貨物運送事業が予想に反して低調であったところ、ブルー社のような大口顧客が安定的に航空貨物を利用してくれることは願ってもないことであった。

19. 2009 年 2 月、レッド社とブルー社は、①BSN で商品を購入したネゴランド国の顧客宛の宅配サービス、及び、②BSN で販売するアービトリア国商品のネゴランド国向けの航空運送に関するマスター契約を締結した。同契約のうち、本問と関連する部分の抜粋は別添 4 の通りである。マスター契約はレッド社とブルー社との間の①②に関する基本的な条件を定めたものであり、①の個別の運送に際しては、具体的な荷物の内容、配達先、配達日等を記載した配達依頼書をブルー・ネゴランドが作成し、レッド社に配達を依頼する。マスター契約を締結するにあたり、レッド社とブルー社が行ったミーティングの議事録は別添 5 の通りである。

20. BSN はネゴランド国消費者から支持され、取扱高は順調に推移した。また、レッド社による航空運送・宅配業務にも特段のトラブルは生じなかった。BSN におけるネゴランド国商品とアービトリア国商品の取扱いの割合は、3:1 程度であるが、ネゴ語・ネゴリラで利用することができ、かつ、国際貨物の配達料を負担せずに、アービトリア国優れた商品が迅速に入手できるのが、BSN の 1 つのセールスポイントになっている。なお、BSN の国内の配送料は、30 ネゴリラ以上の注文の場合には無料、30 ネゴリラを下回る注文の場合には 4 ネゴリラである。また、BSN はネゴランド国外の消費者も利用可能であり、実際にアービトリア国消費者で BSN を利用してネゴランドの物品を購入する者も BSN の利用者の 1 割程度、存在する（アービトリア国居住者が利用した場合には、ネゴランド国からアービトリア国までレッド社の国際航空貨物運送を利用して空輸する）。BSN の売上高の推移は、別添 6 の通りである。

21. 2018年3月、レッド社はネゴランド国の大配事業及び観光事業に関する顧客管理システムとデータベースを一新することとし、運送事業で取引があり、顧客管理システムの分野で定評のあったブルー社にそれを依頼した。このシステム開発に関する契約のうち、本問に關係する部分の抜粋は、別添7の通りである（このシステム開発や開発後のレッド社とブルー社との關係に関しては、レッド社とブルー社との間に別添7以外の契約は締結されていない）。契約締結の後、レッド社の担当者であるクレインとブルー社の担当者であるルビーとの間で、以下のようなやり取りがあった。レッド社がブルー社に対して本件の担当者には特に優れた人を当てて欲しいと依頼したところ、ブルー社は、システム開発の経験が豊富である、過去に顧客からクレームを受けたことがない、開発したシステムについて大きな不具合があつたことがない、といった理由から、ルビーを選んだ。

クレイン：今回のシステムの更新については、貴社の高い技術力を信頼し、貴社にお願いすることにしました。

ルビー：有難うございます。全力を尽くします。

クレイン：最近、いろんな国でハッキングされてデータが漏洩したといった話も良く聞きます。ネゴランドでも、そういう事例があります。ハッキングの防止とデータの厳重な管理には特に注意してください。

ルビー：勿論です。その点には特に厳重にチェックします。私が担当したシステムで、そのような事例が発生したことは一度もありません。ご安心ください。

クレイン：ルビーさんを信頼して、お任せします。

22. このシステムは2018年12月に完成し、2019年1月1日から利用を開始した。この顧客管理システム（「Red Customer Management System」、略して、「R-CMS」と呼ばれている）の更新により、過去にレッド社と取引のあった顧客に関するデータを一括して管理することができ、そのデータをマーケティングに活かしていくことが可能になった。また、データベースについては、ブルー社の提供するクラウド・ストレージ・サービスを利用することにより、自分でサーバーを管理する必要なく、大容量のデータを管理できるようになった。

23. さらに、諸外国からネゴランド国への観光客の増加を受け、レッド社は、2019年1月15日からは、海外からネゴランド国への観光客向けのパック旅行、オーダーメイド旅行、宿舎・交通・イベント等の予約を手掛けるオンライン・サービスを行う「レッド・トラベル」をスタートし、同日、ブルー社の「ブルー・グローバル・モール」に出店した（当初から、ブルー・グローバル・モールにも出店する予定であった）。「レッド・トラベル」はアービトリア国向けの専用サイトではなく、様々な外国からの観光客の獲得を狙ったもので、英語で作成されている。この「レッド・トラベル」のサーバーはネゴランド国に設置されており、ブルー・グローバル・モールの「レッド・トラベル」の店舗に入ると、

それ以降は、ネゴランド国のサーバー上に記録されたレッド・トラベルのウェブサイトを利用して取引が行われる仕組みとなっている。ウェブサイト上も、ここから先は、レッド社のウェブサイトに移行します、との表示がなされる。レッド・トラベルのサイトに移動するまでの部分はブルー社が作成し、レッド社は閲知していない。なお、ブルー・グローバル・モールからレッド・トラベルのウェブサイトに移る際に、ブルー社からレッド社に対して利用者に関する情報が移転することはない。レッド社は、この「レッド・トラベル」のウェブサイトの開発をブルー社に委託した。このウェブサイトの開発の委託に関する契約のうち、本問に関係する部分の抜粋は別添 8 の通りである。2019 年度、レッド・トラベルを利用して契約をした旅行者の数は 20 万人であり、うち、3 割がアービトリアからネゴランドへの旅行者であった。

<ラウンド A>

24. 2019 年 1 月、ブルー社は、2019 年 10 月に BSN が 10 周年記念を迎えることから、イベントとして特別なセールを行うことを決定した。このイベントは、「BSN-Super 10th Anniversary」と名付けられた。BSN がこのようなセールを行うのは 5 周年記念の 2014 年に続き 2 回目である。5 周年記念の時には、5 日間にわたり、全品半額から 2 割引きのセールを実施し、1 日あたり平均で 5000 万ネゴリラを売り上げた。10 周年記念では、2019 年 10 月 1 日から 7 日の 7 日間、全品半額から 2 割引きのセールを行うこととされた。また、これに合わせて、同じ時期にアービトリア国の中のブルー・ストアでも、同内容のセールを行うこととし、こちらは「Blue Ultra Sale」と名付けられた。

25. ブルー社は、10 周年を祝うため、BSN-Super 10th Anniversary の際に、通常は BSN では取り扱っていないアービトリア国の中の 2 つの特産品を売り出すことにした。それは、①アービトリア国にしか生息していないアービトリア蜂の巣からとれるプロポリスである「アブ・プロポリス」と、②世界的に有名なアービトリア国の中の IT メーカーの製作した高機能腕時計である「アブ・ウォッチ」である。①は、健康に良く、免疫を高め、菌やウイルスなどを撃退してくれると言われている。大変希少でアービトリア国においてなかなか手に入らず、ブルー・ストアでは、特に入荷があった場合に限り、50cc 入りの瓶を 1 本 100 アブドルで販売しているものである。ブルー社は、今回のセール用に、これを 1 本 40 アブドルで 5 万本調達することに成功した。ブルー社は、BSN-Super 10th Anniversaryにおいて、これを 1 本 50 ネゴリラで販売する予定とした。②は、単に時間が分かるだけではなく、電話、健康状態の管理、音声での情報検索、スケジュール管理、キャッシュレス決済が全てでき、かつ、とてもファッショナブルなものであり、通常、ブルー・ストアにおける販売価格は 1 本 1000 アブドルである。この時計も大変人気でなかなか手に入らないものであり、ブルー・ストアでも常に入荷待ちが続いているような状況

であるが、ブルー社は、今回のセール用に、これを 1 本 400 アブドルで 1 万本調達することに成功した。ブルー社は、BSN-Super 10th Anniversaryにおいて、これを 1 本 500 ネゴリラで販売する予定とした。但し、BSN-Super 10th Anniversary の宣伝では「アブ・プロポリス」及び「アブ・ウォッチ」を「特価で」販売するとのみ案内し、具体的な販売価格は、セール開始時に公表することとした。

26. 2019 年 7 月、ブルー社が BSN-Super 10th Anniversary を行うことを公表すると、ネゴランド国 の消費者の間で注目を浴びた。このセールの実施に伴い、ブルー社のアービトリア国からネゴランド国への航空運送、及び、ネゴランド国内での宅配が一時的に急増することが予想された。しかも、同時期に Blue Ultra Sale を実施することから、アービトリア国内での取扱量も急増することも予想された。通常、BSN での販売のためにアービトリア国からネゴランド国に輸送される商品は、(1)ブルー社がアービトリア国内の倉庫で自ら航空運送用の梱包をしたうえで、梱包された商品をアービトリア国の倉庫においてレッド社に引き渡す、(2)レッド社は、通関手続、コンテナへの積込み、運送を行い、ネゴランドにあるブルー・ネゴランド社の倉庫まで配送する。(3)ブルー・ネゴランド社の配送依頼に従い、レッド社が国内運送のネットワークを使って消費者の手元まで配送する、といった流れで取り扱われていた。しかし、今回は、BSN-Super 10th Anniversary と Blue Ultra Sale という 2 つの大イベントが重なったことに加えて、2019 年 7 月から労働環境に不満を抱いたブルー社の倉庫のスタッフの離職が続いており、ブルー社は現状では 2 つのイベントを無事にこなせるだけの人手を確保することは困難であった。そこで、ブルー社は、レッド社に対して、2019 年 9 月中旬から 10 月上旬にかけての輸送体制の増強を依頼するとともに、(1)の作業についてもレッド社に協力を依頼すべく協議を行った。この協議の記録は別添 9 の通りであり、この協議を踏まえたレッド社とブルー社との間の合意書は別添 10 の通りである。

27. 2019 年 9 月 10 日、ブルー社は、「BSN-Super 10th Anniversary」のためにアービトリア国からネゴランド国に運送するアービトリア国産の商品を確保して、ネゴランド国へ輸送する作業を開始した。レッド社は、ブルー社から協力を依頼された(1)の作業を行うため、9 月 17 日、スタッフ 2 名を派遣した。

28. ブルー社が(1)の航空運送用の梱包作業を行う場合、通常は、商品を航空運送用の緩衝材で梱包したうえで段ボール箱に入れている。レッド社は、当初、自社が用意してきた緩衝材を用いて梱包作業を行っていたが、予想したよりも大量の商品であったことから、レッド社が用意していた航空運送用の緩衝材が不足することとなった。そこで、9 月 22 日、レッド社はブルー社に対して緩衝材を至急調達するよう依頼した。9 月 23 日、ブルー社はレッド社に対して緩衝材を引き渡した。その際のやり取りについて、仲裁手続開

始後、レッド社の担当者とブルー社の担当者が仲裁廷に提出した陳述書は別添 11 の通りである。

29. 「アブ・プロポリス」と「アブ・ウォッчи」がアービトリア国にあるブルー社に納品されたのは、2019 年 9 月 20 日であった。2019 年 9 月 24 日、レッド社の担当者が 9 月 23 日にブルー社から引渡された緩衝材を用いてこれらの梱包を行い（この時点では、ブルー社から引き渡された緩衝材しか残っていなかった）、航空機への積込みまでの作業を行った。「アブ・プロポリス」と「アブ・ウォッчи」は 2019 年 9 月 25 日にネゴラント国に到着し、2019 年 9 月 26 日にネゴラント国にあるブルー社の倉庫に運び込まれた。なお、「アブ・プロポリス」の総重量は 3500 キログラム、「アブ・ウォッчи」の総重量は 600 キログラムである。また、レッド社が発行した Airway Bill には、「アブ・プロポリス」の総額は 200 万アブドル、「アブ・ウォッчи」の総額は 400 万アブドルと記載されている。

30. 2019 年 9 月 27 日、ブルー・ネゴラント社の担当者がブルー社の倉庫で「アブ・プロポリス」と「アブ・ウォッчи」を確認してみると、「アブ・プロポリス」の 5 万本のうち、4 万本の容器が破損し、液漏れしていることが発見された。液漏れした 4 万本は売り物にはならない状態で破棄を余儀なくされた。この結果、BSN-Super 10th Anniversary では「アブ・プロポリス」は 1 万本のみ販売することとなった。「アブ・ウォッчи」には外観上の問題点は発見されなかった。

31. ブルー社はレッド社に対して、「アブ・プロポリス」が破損し、液漏れしていたことを直ちに書面で通知するとともに、専門家に対して原因の調査を依頼した。その結果、①貨物室は飛行中常に約 0.8 気圧に与圧されていたこと、②利用されていた緩衝材は航空運送専用のものではなく、品質も今一つであったこと、③飛行中に 0.8 気圧となった貨物室の中で緩衝材の空気が 3 割程度抜けてしまったこと（航空運送用のものであれば、そのような事態は発生しなかったであろうことについては、当事者間に争いはない）、④飛行中に晴天乱気流に遭遇し、数年に 1 度あるかないかといったほどひどく飛行機が揺れたこと、⑤この結果、「アブ・プロポリス」や「アブ・ウォッчи」が入った段ボール箱を格納したコンテナが激しく振動したこと（段ボールのコンテナへの格納や航空機内でのコンテナの据付けには問題はなかったことについては、当事者間に争いはない）、⑥緩衝材の空気が 3 割程度抜けていたことから、コンテナが激しく振動したことに伴い、段ボール箱内で「アブ・プロポリス」や「アブ・ウォッчи」が激しく振動したこと（緩衝材の空気が抜けていなければ、段ボール箱内で「アブ・プロポリス」や「アブ・ウォッчи」が激しく振動することはなかったことについては、当事者間に争いはない）、⑦この結果、4 万本分の「アブ・プロポリス」の容器が破損したこと、⑧飛行機の操縦自体には特段の問題はなく、また、機体には故障はなかったこと、が明らかとなった。なお、今回の事故

をカバーする保険は付保されていない（今回の仲裁では、いずれかの当事者が保険を付保すべきであったのではないか等の問題について考慮する必要はない）。

3 2. 2019 年 9 月 24 日、国際的な科学雑誌で「アブ・プロポリス」はダイエット効果があるのに加え、風邪やインフルエンザなどにかかりにくくなる（摂取していない人と比べると、風邪やインフルエンザにかかる割合が 20% 程度に低下する）との論文が公表されたことが、アービトリア国で報道された。これに伴い、アブ・プロポリスに対する注文が殺到し、9 月 26 日にはアービトリア国における市場価格が 2 倍となった。このような市場価格の変化を受けて、9 月 27 日、ブルー社は、BSN-Super 10th Anniversary でのアブ・プロポリスの販売価格を当初の 1 本 50 ネゴリラから 1 本 150 ネゴリラに変更することとした（販売価格の変更を決定した担当者は、その時点ではアブ・プロポリス 4 万本が破損したことは知らなかった）。1 本 150 ネゴリラのアブ・プロポリス 1 万本は完売した。現在では、アブ・プロポリスは殆ど入荷がない状態であるが、入荷した際には、ブルーストアでは 1 本 200 アブドルで販売されている（BSN では販売されていない）。

3 3. 「アブ・ウォッチ」は予定通り 1 本 500 ネゴリラで販売され、1 万本は最初の 3 日間で完売した。しかし、10 月 4 日から、購入した顧客から、「壊れていて動かない」とのクレームが寄せられるようになった。ブルー・ネゴランド社が確認したところ、確かに故障しており、BSN の規定に基づき、返品を受けて 5000 人の顧客に対して返金を行った。調査したところ、10 月 12 日には、「アブ・プロポリス」のケースと同様の事情により時計に想定以上の衝撃が加わり、故障したことが判明した。10 月 7 日、ブルー社はレッド社に対して、「アブ・ウォッチ」が壊れていたとのクレームが寄せられていることを電子メールにより通知し、10 月 12 日には、航空運送中の衝撃が理由で半数程度の「アブ・ウォッチ」が故障していたことが判明した旨を電子メールにより通知した。なお、10 月 10 日に、ネゴランド国の中高級時計メーカーであるネゴ時計が「アブ・ウォッチ」と同等の機能・品質を有する時計を 1 本 200 ネゴリラで販売開始したことから、「アブ・ウォッチ」の市場価格は下落した。現在、「アブ・ウォッチ」は、ブルーストアでは、1 本 200 アブドルで販売されている。ブルー社は、返品に応じた「アブ・ウォッチ」5000 本を、1 本あたり 50 ネゴリラの費用をかけて修理したうえで、BSN において 200 ネゴリラで販売し、完売した。修理には 1 か月を要したが、修理に要した期間が合理的なものであったこと、及び、200 ネゴリラという販売価格が合理的なものであったことについては、当事者間に争いはない。

3 4. ブルー社は、レッド社に対して、①「アブ・プロポリス」4 万本を破棄せざるを得なくなったこと、②「アブ・ウォッチ」5000 本の返金に応じざるを得なくなったこと、及び、修理に費用を要したこととに伴う損害の賠償を請求した。①については、破損してい

なければ 1 本あたり 150 ネゴリラで販売できたと主張し、150 ネゴリラに 4 万本をかけた 600 万ネゴリラが損害であると主張している。②については、1 本あたり 500 ネゴリラで販売できたはずであるところ、販売の機会を逸した結果、200 ネゴリラで販売せざるを得なくなったとして、300 ネゴリラに 5000 本をかけた 150 万ネゴリラが失われた利益であり、それに、修理費用 25 万ネゴリラを加えた 175 万ネゴリラの損害賠償を主張している。

3 5. これに対してレッド社は、「アブ・プロポリス」と「アブ・ウォッヂ」が破損したのは、ブルー社の責任であり、仮に、レッド社が責任を負うとしても、モントリオール条約、及び、レッド社の発行した Air Waybill の裏面に印刷されている航空運送約款等によれば、ブルー社が損害賠償請求をすることが許されないか、レッド社の責任は免責される、損害賠償責任を負うとしても賠償額は限定される等と主張している。なお、レッド社とブルー社との間には、「アブ・プロポリス」と「アブ・ウォッヂ」の運送に関するレッド社の責任について、特別の合意は存在しない。レッド社の航空運送約款のうち、本問に関係する部分の抜粋は別添 12 の通りである。

以上の事件を「運送事件」という。

3 6. レッド社とブルー社との間には、もう一つの紛争が生じている。これは、2019 年 10 月、レッド社がアービトリア国の人情報保護委員会からアービトリア国的一般データ保護法違反を理由として科された 200 万アブドルの制裁金を巡るものである。これは、2 つの点でレッド社にアービトリア国的一般データ保護法違反があったことを理由とするものである。命令書のうち、本問に関係する部分の抜粋は別添 13 の通りである。

3 7. 第一は、レッド社がブルー社のブルー・グローバル・モールに出店している「レッド・トラベル」に関するものである。レッド・トラベルでは、サービスの提供に必要な顧客の個人情報を取得するにあたり、取得した個人情報をレッド社のサービスの提供のほか、他のサービスの勧誘等に利用することについて同意を求める形となっていたが、この同意の取得については、ウェブサイトにおいて、「レッド社の個人情報の利用方針に同意して取引を行います」というボタンをクリックすることによって行っていた。個人情報保護委員会は、一般データ保護法によれば、データ主体の「同意」とは、「自由に与えられ、特定され、事前に説明を受けた上で、不明瞭ではない、データ主体の意思の表示を意味し、それによって、データ主体が、その陳述又は明確な積極的行為により、自身に関連する個人データの取扱いの同意を表明するものを意味する」とされているが、個人情報保護委員会が公表した「同意に関するガイドライン」では、「同意が契約条件の交渉できない部分としてまとめられている場合、それは自由に与えられたものとはみなされない」とされており、レッド・トラベルの方式では同意を得るものとしては不十分であるとして、50

万アブドルの制裁金を科すものである。なお、ネゴランド国法上、上記のような同意取得の方式は、特に法的に問題があるものとは考えられていない。レッド・トラベルのサイトにおける利用規定には、レッド・トラベルでの取引については、ネゴランド国法が適用される旨が記載されている（レッド・トラベルのサイトでは、契約を成立させる前に、顧客が利用規定をスクロールしなければならないようになっており、「利用規定を読んで同意しました」といった記載をクリックしなければ契約を成立させることができないようになっている）。ブルー・グローバル・モールにおいてレッド・トラベルのサイトに移る前には、「ここから先は、レッド社が運営するレッド・トラベルのサイトになります。レッド・トラベルでの取引については、レッド・トラベルの利用規定をよくご確認ください」との記載がなされていたが、顧客がこの記載や利用規定を読んで理解したうえでなければ「レッド・トラベル」のサイトに移行しないような工夫はなされていなかった。

38. 第二是、2019年1月25日、レッド社の顧客管理システムがハッキングされ、レッド・トラベルやBSNを利用したアービトリア国の顧客5000名を含む5万人の個人情報が漏洩した点である。アービトリア国の個人情報保護委員会は、この個人情報の漏洩について、150万アブドルの制裁金を科した。調査の結果、このハッキングは、R-CMSのバグが原因で、何者かがR-CMSの顧客データの一部にアクセスするために必要な暗号を盗み取ることが可能になった結果、発生したものであることが判明している（なお、レッド社のセキュリティ管理の態勢には、ネゴランド国、アービトリア国の同業他社に比べて、特に劣るところはない）。また、この情報漏洩に伴い、レッド社は個人情報の漏洩の対象となった顧客に対して、1名あたり100ネゴリラの見舞金を支払った。ネゴランド国における過去の同レベルの個人情報の漏洩事件では、1名あたりの見舞金の水準は10ネゴリラから50ネゴリラというレベルであったが（アービトリア国も同様である）、ネゴランド国内では、それでは低すぎるのではないかといった批判が研究者や消費者団体からなされており、また、欧州等での個人情報保護に対する関心の高まりもあって、ネゴランド国でも個人情報保護に対する関心が高まってきていた。こうしたことから、レッド社の企業イメージの維持や、今後、この情報漏洩を原因とする損害賠償請求訴訟が提起されることを防ぐという観点から、レッド社の取締役会は弁護士とも相談のうえ、100ネゴリラの見舞金を支払うこととした。

39. ネゴランド国法上、事業者は顧客の個人情報をみだりに第三者に開示してはならないという注意義務を負い、この注意義務違反により顧客に損害を与えた場合には賠償する義務を負うとされているが、幸い、この情報漏洩が原因となった訴訟等は提起されていない。また、消費者の個人情報を漏洩した場合にはネゴランド国の消費者保護委員会から罰金が科されることがあるが、本件についてはレッド社が迅速に謝罪を行い、見舞金を支払う等の対応をしたことにより、ネゴランド国当局が罰金を科すといった事態には至

っていない。

4 0. レッド社は、個人情報保護委員会と法的に争って、この件が大ごとになるよりは、早々に制裁金を支払った方がよいと判断して、2019年12月16日、制裁金合計200万アブドルを支払った。第一の点について、レッド社としてはこうしたコンプライアンスの点も含めてブルー社に依頼したのであり、それにもかかわらず、制裁金を払うことになったのはブルー社の責任であると主張している。これに対して、ブルー社はレッド社のシステムがアービトリア国的一般データ保護法違反しないことについて責任を負わないと主張している。なお、別添8の契約の2.1条に基づきレッド社からブルー社に提供された資料には、サイトの開発がアービトリア国の規制に従つたものでなければならない、といった趣旨の記述は存在しない。

4 1. また、ブルー社はネゴランド国サーバーを通じてネゴランド国法人が提供するネゴランド国法を準拠法とするサービスについて、アービトリア国的一般データ保護法を適用するのは過度な域外適用であり、レッド社は制裁金を支払うのではなく争うべきであった、にもかかわらず、ブルー社に相談することなく制裁金を支払ったのだからレッド社が負担すべきであると主張している（個人情報保護委員会の命令の第1点、第2点の双方について、仮に、一般データ保護法が適用されるならば、個人情報保護委員会によるレッド社に対する処分や制裁金の額は、同法に反したものとはいえない、という点については、当事者間に争いがない）。なお、2020年1月6日には、一般データ保護法違反を問われた外国事業者（当該事業者は、レッド・トラベルと同じように様々な国の顧客を対象とする英語のサイトを運営しており、このサイトからは音楽や映画がダウンロードできるが、アービトリア国の若者向けの雑誌に取り上げられてから、アービトリア国の利用者の利用が急増し、毎月10万人以上がアクセスしていた）が、一般データ保護法の適用を争った事案で、アービトリア国最高裁判所は、アービトリア国の居住者が、外国事業者によって勧誘された結果としてウェブサイトにアクセスしたり、アービトリア国の居住者をターゲットとしたウェブサイトにアクセスしたりしたのではなく、自ら能動的に外国事業者が開設したアービトリア国の居住者をターゲットとしていないウェブサイトにアクセスしているような場合には、一般データ保護法は適用されないとの判決を出し、確定している。2019年7月には、この事案の第一審も最高裁と同様の判決を出したが、2019年9月の控訴審判決は過度な域外適用とはいえないとして第一審判決を覆した。2019年12月15日、最高裁は1月6日に判決を下すと公表し、関係者によってその内容が注目されていた。レッド社も、個人情報保護委員会の命令を受けた後に行った調査を通じ、これらの事実を知っていた。

4 2. 第二の点について、レッド社はブルー社が開発したR-CMSのバグによって情報漏

洩が発生した以上、それが原因でレッド社が支払うことを余儀なくされた制裁金、そして、見舞金については、ブルー社が損害賠償すべきであると主張している。これに対してブルー社は、システムのバグによって生じた損害については、責任を負わないと主張している。これに対してレッド社は、本件では、レッド社はブルー社に対して何度もバグの修正を依頼していたにも関わらず、対応してくれなかつたという事情があると主張している。バグの修正の依頼に関するレッド社とブルー社との間のやり取りは電子メールで行われていたが、この電子メールのやりとりは別添 14 の通りである。なお、レッド社はブルー社からの 1 月 26 日のメールで連絡された暫定的に R-CMS の関係部分を停止する措置を取つたが、既にその時点では 5 万人分の個人情報が漏洩していた。その際、以前から保有していたバックアップ・システムを利用したため、R-CMS を停止したことによりレッド社に経済的な損失は生じなかつた。

以上の事件を「情報事件」という。

4 3. レッド社とブルー社は、運送事件、及び、情報事件について交渉を重ねたが、双方の主張は平行線をたどつたため、運送事件についてはブルー社、情報事件についてはレッド社が申立人となり、2つの事件を併合して仲裁により決着をつけることに合意し、2020 年 3 月 16 日、UNCITRAL Arbitration Rules 2013 に基づくアドホックの仲裁手続が開始した。仲裁地は日本である。

4 4. 仲裁手続が開始した後、レッド社の代理人、ブルー社の代理人、そして仲裁人は、別添 14 の電子メールのやり取りに関与したレッド社の担当者であるクレイン氏と、ブルー社の担当者であるルビー氏の証人尋問を行うかどうかを議論した。しかし、証人尋問の日程を調整している過程で、新型コロナウィルスの感染が拡大したことから、レッド社の代理人は証人尋問をオンラインで実施すべきことを主張した。これに対してブルー社の代理人はオンラインで証人尋問を行うことには手続の公正性や手続保障の観点から問題があると反対した。また、レッド社の代理人は、当事者に合意がない場合であつても、仲裁廷はオンラインでの証人尋問を行うことができると主張したのに対し、ブルー社の代理人は、当事者に合意がない限りはオンラインでの証人尋問を行うことは許されず、少なくとも一定の条件が満たされる必要があると主張した。なお、オンラインの証人尋問を行うとした場合、Zoom を利用することが決まつている。

4 5. 仲裁人と双方の代理人が協議した結果、別添 15 に記載した争点について、11 月 14 日にオンラインで審問を実施することとなつた。

<ラウンド B>

* ラウンド B は、¶ 1～¶ 23 の事実は存在しているが、¶ 24～¶ 45 の事実は発生していないという前提で行われる。¶ 46～¶ 52 の事実、及び、秘密情報にしか記載していない事実は、ラウンド A では依拠することができない。

4 6. 2020 年 2 月以降、世界各国で新型コロナウィルスの感染拡大が進む中で、ネゴランド国、アービトリア国においても、2020 年 3 月に入ると新型コロナウィルスの感染が拡大した。2020 年 3 月には、ネゴランド国政府は 1 か月間にわたり、国民の外出や店舗の営業を制限する命令を出し、また、アービトリア国政府も 1 か月間にわたり、国民の外出や店舗の営業の自粛を求める宣言を出した。これらの措置により、両国の感染者数は、5 月、6 月には相当減少したが、7 月に政府が上記の措置を解除すると、再び、感染者数が増加している。両国の新型コロナウィルスの感染者及び死者の状況は別添 16 の通りである。新型コロナウィルスの感染拡大前、ここ数年のネゴランド国 GDP は 2% 程度の成長率、アービトリア国 GDP は 1% 程度の成長率を記録していたが、両国で新型コロナウィルスの感染が広がり始めた 2020 年 3 月以降、両国の経済活動は深刻な影響を受け、2020 年 1-3 月期の GDP は、ネゴランド国、アービトリア国とも前期比 2% 減、2020 年 4-6 月期の GDP は、ネゴランド国、アービトリア国とも 10% 減となっている。両国とも、新型コロナウィルスの感染拡大の防止と、経済活動の両立をどのように図っていくか、苦心している状況である。

4 7. 新型コロナウィルスのパンデミックという状況下で、多くの人々が外出を控える代わりにインターネット・サイトの通信販売を活用するようになったことから、ブルー・ストア、ブルー・グローバル・モール、BSN の 3 月以降の取扱高は同月前年比で 1.2 倍程度に増加している。アービトリア国では、新型コロナウィルスの感染拡大の以前から、通信販売の利用や宅配サービスの利用が進み、宅配事業者に対する需要が増加していたが、新型コロナ感染拡大後の通信販売の利用の増加に伴い、さらに需要が増加し、過重労働や配達の遅延が問題となるようになっていた。ブルー社がアービトリア国内でブルー・ストアの商品の配達を依頼しているブラウン社をはじめ、他のアービトリア国内の宅配業者は、いずれも取扱高が増加しており、人手不足で苦労しているといった報道がなされている。

4 8. なお、BSN について、従来は商品の売主はブルー社であり、ブルー・ネゴランド社は商品の調達、保管、配送の委託を担当していたため、商品の販売を通じて得られた利益はブルー・ネゴランド社の事業所得として処理してこなかった。この点について、ネゴランド国の中税当局からは、ブルー・ネゴランド社は恒久的施設（PE）に当たる

のではないかといった見解が示されていた。2020年3月、2021年以降、ブルー社は今後、BSNについてはブルー・ネゴランド社が売主になるようビジネスモデルを変更する（これに伴い、BSNでの商品の販売を通じた所得については、ブルー・ネゴランド社のネゴランド国での事業所得として申告する）予定であると公表している。

49. ネゴランド国でも、新型コロナウィルスの感染拡大が進むにつれて通信販売の取扱高が増加し、レッド社のネゴランド国内での宅配事業の取扱高も1.2倍程度に増加している。レッド社では、これから社会においてはロジスティックスを制する者が経済を制すると考え、3年前から新規採用を増加し、宅配事業部門、ロジスティックス・コンサルティング部門などを強化してきた。宅配事業部門、ロジスティックス・コンサルティング部門は、いずれも順調に業績を伸ばしていたが、このような人員増強が功を奏し、現在の取扱高の増加にも十分に対応できている。今後は、一部の貨物について実用化している自動運転自動車やドローンを用いた配達を進めていくことによって、より取扱能力を強化する予定である。

50. 一方で、レッド社の観光事業部門は、2018年以降、ネゴランド国への観光客の増加により順調に業績を伸ばしていたが、新型コロナウィルスの感染拡大により、3月以降、国内外の観光需要が前年同期比で90%減となり、苦境に陥っている。ネゴランド国政府としては、当面の間、外国からの観光客の受入れは難しいとの立場であり、また、国内の観光については国民が感染拡大を恐れて観光旅行には慎重であり、業界では、観光需要が急に回復することは期待しがたいとの見方が一般的である。

51. こうしたところ、レッド社でもブルー社でも、with corona, after coronaの社会における自社の価値の向上のために何が必要かを検討している。その一環として、レッド社とブルー社との間で何か協力できることはないかについて協議することとなった。2020年8月に行われたレッド社のピーコック社長とブルー社のダイアモンド社長との間の面談の記録は別添17の通りである。

52. この2020年8月の面談を踏まえ、2020年11月15日にレッド社の副社長、宅配事業部長、ロジスティックス事業部長、観光事業部長等と、ブルー社の副社長、経営企画部長、EC事業部長、ブルー・ネゴランド社の社長等が、以下の項目についてオンラインで交渉することになった。なお、以下の項目以外について交渉することが妨げられるわけではない。

- (1)ネゴランド国におけるBSNの宅配サービスの料金の見直し
- (2)レッド社の国際貨物運送事業に関する両社の協力の可能性

- (3)レッド社の観光事業に関する両社の連携の可能性
- (4)自動運転自動車・ドローンによる宅配サービスに関する協力の可能性
- (5)その他、将来に向けた連携・協力の可能性

以 上

(別添1)

米ドル、ネゴリラ、アブドルの推移表

	2019年8月以前	2019年9月1日から9月30日	2019年9月4日から9月30日	2019年10月1日から10月31日	2019年11月1日から2020年1月31日	2020年2月1日から3月31日	2020年4月1日以降
米ドル	1	1	1	1	1	1	1
アブドル	1	1	1	1	1	1.05	1.1
ネゴリラ	1	1	1	1	1	1	1

*1 米ドルがそれぞれ何ネゴリラ、何アブドルであるかを示したものである。

(別添 2)

レッド社の概要

創業：1950 年

社長：ピーコック

従業員：4 万人

資本金：5000 万ネゴリラ

営業収益（百万ネゴリラ）	2017 年	2018 年	2019 年
国内貨物運送事業	5,000	5,300	5,500
国際貨物運送事業	700	700	700
観光事業	300	300	500
ロジスティックス・コンサルティング事業	100	150	200
その他	10	20	30

宅配事業における国内荷物取扱数の推移

	2018 年 以前	2019 年 1月-3 月	2019 年 4月-6 月	2019 年 7月-9 月	2019 月 10月-12 月	2020 年 1月-3 月	2020 年 4月-6 月
1 月あたり平均 個数（1 万個）	4,000	4,050	4,100	4,200	4,300	4,500	4,800
うち、BSN 分	400	410	420	450	480	500	540

国際貨物運送事業

	2018 年 以前	2019 年 1月-3 月	2019 年 4月-6 月	2019 年 7月-9 月	2019 年 10月-12 月	2020 年 1月-3 月	2020 年 4月-6 月
1 月あたり 平均トン	1,800	1,700	2,000	1,500	2,000	1,600	1,400
うち、ブルー 社分	200	200	200	250	200	200	200

(別添3)

ブルー社の概要

創業：1990年

社長：ダイアモンド

従業員：2万人

資本金：5,000万アブドル

営業収益（百万アブドル）	2017年	2018年	2019年
オンライン・ストア (ブルー・ストア及びBSN)	5,000	6,000	7,000
モール	800	900	1,000
システム・ソリューション	300	400	500
その他	10	15	20

*モールは、ブルー・グローバル・モールでの収益（主に、手数料、広告費）である。

*システム・ソリューションは、システム開発やクラウド・ストレージ・サービスである。

(別添4)

Master Delivery and Transportation Agreement

This Agreement entered into effective as of the 14th day of February, 2009, between Red Corporation, a Negoland corporation (“Red”), and Blue Inc., an Arbitrian corporation (“Blue”),

Whereas Blue requires delivery and transportation services in its new business which will be commenced in October 2009 in Negoland; and

Whereas Red desires to provide delivery and transportation service to Blue;

NOW THEREFORE, in consideration of the mutual agreements hereinafter set forth, the parties hereto, intending to be legally bound, hereby agree as follows:

1. Delivery and Transportation Service

1.1 General

1.1.1 Red will provide the following logistics services to Blue: (1)the transportation of goods with the airplanes owned by Red between the warehouses of Blue in Arbitria and the warehouses of Blue in Negoland (“International Transportation Service”); and (2) delivery of goods sold at Blue’s e-commerce service called “Blue Store Negoland” (“Delivery Services”).

1.2 International Transportation Service

1. 2.1 Blue shall be responsible for the packing of parcels and shall pack parcels in a manner suitable for transport according to the character, weight, volume, etc. of the parcels. In the case where the packing of parcels is determined not to be suitable for transport, Red may request Blue to undertake necessary packing of the parcels, or Red itself may properly pack the parcels at the expense of Blue.

1.2.2 In the case where Red determines it to be necessary, Red may check the contents of parcels for necessary matters. However, the fact that Red performs an inspection does not warrant that the transport of the parcel does not violate the laws and regulations of the originating, transiting, and destination countries.

1.2.3 Red may agree to provide Blue with other transportation services as requested by Blue, such as packing, research of relevant laws and regulations, advices on logistics. If Red arranges procedures or provides services beyond the normal range in accordance with the request of Blue, the expenses or charges shall be collected from Blue.

1.3 Delivery Service

1.3.1 Blue shall create a delivery slip which describes the item, quantity, sender, recipient, and other necessary information (hereinafter the "Delivery Slip") for each parcel when Blue requests transport of a parcel. Blue warrants that the entries and declaration in the Delivery Slip are correct and accurate.

1.3.2 Red shall pick up parcels at the warehouse designated by Blue and deliver the parcels to recipient at the place described in the Delivery Slip. Red may cancel or suspend the transport of parcels when Red cannot deliver them after multiple attempts.

1.3.3 Red shall be able to use electronic devices in order to obtain a certificate of delivery. Blue agrees that Red may use as evidence a hard copy of a certificate of delivery which was obtained and stored electronically.

2. Refusal of Service

Red may refuse acceptance of transport and/or delivery of parcels in the following case:

- (a) the transportation request does not comply with this Agreement;
- (b) Blue fails to enter necessary items in the Transportation Documents or the Delivery Slip;
- (c) the contents of the Transportation or the Delivery Slip are false or inaccurate;
- (d) there is no facility suitable for transport;
- (e) the packing is not suitable for transport; or
- (f) existence of unavoidable circumstances, such as a natural disaster.

3. Fee and Payment

3.1 The charge for the International Transportation Service shall include collection and delivery fee at the shipping place and destination, customs fee, freight, handling fee, etc. The charge for the International Transportation Service shall be 60% of the standard charge that Red applies to general customers.

3.2 The charge for the Delivery Service shall include collection and delivery fee. The charge for the Delivery Service shall be 50% of the standard charge that Red applies to general customers.

3.3 Red shall invoice Blue on a monthly basis (not later than the fifteenth (15th) day of the following month), for the International Transportation Service and the Delivery Service incurred in the prior month.

3.4 Blue shall pay all amounts invoiced by Red on or before thirty (30) days after the date of the invoice. Such payments shall be made by Blue by wire transfer of immediately available

funds to an account designated in advance in writing by Red.

• • •

7. Liability of Red

7.1 Except for the cases set forth in paragraphs 2 through 3 of this Article, Red shall be liable for damages due to loss, damage, cause of loss or damage, or delay arising from the transport of parcels, or incidental other operations by Red (hereinafter "Damage") when the cause of Damage occurs during the transport; provided that, Red shall not be liable when Damage arises from one of the following circumstances, or when it is proved that Damage was not caused by Red's willfulness or negligence:

- (1) an inherent defect or natural wear and tear of the parcels;
- (2) incompleteness or defect of package or necessary description in the Transportation Documents or the Delivery Slip, such as address, code, number, etc.;
- (3) ignition, an explosion, rot, mold, decay, change in color, rust or any other similar event, caused by the contents of the parcels;
- (4) damages due to X-ray, radiation, magnetism, etc.;
- (5) labor slowdown or strike, social unrest, hijack, terrorism, robbery, incident, war or warlike activities;
- (6) acts of god, fire or other disasters beyond control;
- (7) an unforeseeable extraordinary hazard to traffic conditions, avoidance of danger during navigation, rescue or lifesaving activities;
- (8) an earthquake, tidal wave, tidal surge, flood, storm, landslide, avalanche, or any other natural disaster;
- (9) suspension of transport, unsealing, inspection, condemnation, attachment or surrender to any third person by laws or regulations, or the exercise of public authority; or
- (10) an error in entry of information to be entered at the responsibility of Blue, wrong or incomplete information in a declaration, or other willfulness or negligence of Blue.

7.2 Blue shall, in any case, when their parcels cause damage to other parcels or Red's properties, compensate for damages and expenses incurred by Red. Red may dispose of or destroy parcels which may cause harm to aircraft, personnel or other items without advance notice, and shall not assume any liability for that.

7.3 Unless otherwise agreed by parties in writing, Red's liability for the failure in the International Transportation Service or the Delivery Service shall be limited to twenty-two (22) SDR per kilogram for such parcel. In any case, the claim amount for damages may not

exceed the actual damages to the parcels, calculated based on either the actual purchase price of the goods or ordinary value of goods of the same sort and same quality, or if neither of them exists, the value deemed appropriate within such limitation.

· · ·

12. Miscellaneous

12.1 This Agreement shall be governed by UNIDROIT Principles of International Commercial Contracts (2016 version).

12.2 Neither party shall be liable to fulfill its obligations hereunder, or for delays in performance, due to causes beyond its reasonable control, including, but not limited to, acts of God, acts or omissions of civil or military authority, fires, strikes, floods, epidemics, riots or acts of war.

12.3 This Agreement sets forth the entire agreement between the parties hereto with respect to the subject matter hereof and is intended to supersede all prior negotiations, understandings and agreements. No provision of this Agreement may be waived or amended, except by a writing signed by the parties hereto.

12.4 This Agreement may be executed in one or more counterparts, each of which shall be deemed an original and together which shall constitute one and the same instrument.

12.5 The failure of either party to exercise any right or remedy provided for herein shall not be deemed a waiver of any right or remedy hereunder.

12.6 Any dispute, controversy or difference arising out of or in relation to or in connection with this Agreement or for the breach thereof, shall be settled by arbitration in Tokyo, Japan, pursuant to the UNCITRAL Arbitration Rules and by three (3) arbitrators. The arbitration award shall be final and binding on both parties.

IN WITNESS WHEREOF, the parties hereto have executed this Agreement on the date first set forth above.

Red Corporation

Blue Inc.

* 12.1 は、2017年1月に修正された。

(別添5)

議事録

日時：2009年1月15日10時～12時

場所：レッド社本店

出席者：レッド社：宅配事業部長、国際業務部長、法務部長

ブルー社：経営企画部長、EC業務部長、法務部長

1. ブルー社からレッド社に対して、2009年10月よりネゴラント国におけるブルー・ストアのサービスを開始することについて、以下の通り説明がなされた。

- ・ ネゴラント国におけるブルー・ストアのサービスは、アービトリア国におけるブルー・ストアのサービスと同様のものとする。
- ・ ネゴラント国に100%子会社であるブルー・ネゴラント社を設立する。
- ・ ネゴラント国の顧客の相手方はブルー社とし、ブルー・ネゴラントはネゴラント国内での商品の調達・保管・配送の委託を担当する。
- ・ BSNでは、ネゴラント国内の商品に加え、「ブルー・ストア」で扱っている商品のうち、特に人気の高いアービトリア国商品も扱う。
- ・ 最初の2、3年は、荷物は年間80万から100万個くらいを見込んでいる。そのうち、4分の1程度はアービトリア国商品となる予定である。

そのうえで、ネゴラント国内の配達と、アービトリア国とネゴラント国との間の航空運送をレッド社に依頼したいと考えているとの発言がなされた。

2. レッド社からは、同社の配達能力、輸送能力には十分な余力があり、責任をもってネゴラント国内の配達と、アービトリア国とネゴラント国間の航空運送を取り扱うことができる旨の返答がなされた。

3. レッド社から、料金については、重量や大きさにもより、また、時期によって変動するが、毎月、一定量以上の取扱高があることを条件に、航空運賃、国内の配達運賃とも、正規運賃の3割引きとすることはどうか、と提案された。これに対して、ブルー社からは、航空運賃についてはそれでよいが、国内の配達運賃については、最近のe-commerce業界では送料を無料にするところも出てきており、7割引きとしてほしい旨の要望が示された。これに対して、レッド社からは、国内の配達運賃について7割引は到底受け入れられないとの返答がなされ、配達運賃は5割引きとする代わりに、航空運賃は4割引きとすることが提案された。ブルー社は、これを承諾した。

4. また、今後の取引の状況に応じて、契約内容を隨時見直すことが合意された。

以上

(別添6)

BSN の売上高の推移

	売上高（百万アーブドル）	1月あたりの平均荷物取扱 個数（1万個）
2009年	1 0 0	4 0
2010年	1 8 0	7 0
2011年	2 0 0	1 0 0
2012年	2 5 0	1 2 0
2013年	3 2 0	1 5 0
2014年	3 9 0	2 0 0
2015年	4 5 0	2 5 0
2016年	5 8 0	3 0 0
2017年	7 0 0	3 6 0
2018年	8 0 0	4 0 0
2019年	9 0 0	4 4 0

(別添7)

System Development Agreement

This Agreement entered into effective as of the 1st day of March, 2018, between Red Corporation, a Negoland corporation ("Red"), and Blue Inc., an Arbitrian corporation ("Blue"),

WHEREAS:

- A. Red wishes to use the Blue to design, develop, implement and install a computer system for Red's customer management and database to be used by the Red in its operations.
- B. Blue is in the business of the design, development, implementation, installation, and marketing of computer systems.
- C. Blue has agreed to draft a statement of work for acceptance by Red and upon acceptance, to proceed with the development of a computer system for the purpose as set out below in accordance with and subject to the terms of this Agreement.

NOW THEREFORE, in consideration of the mutual agreements below, and intending to be legally bound, the parties hereby agree as follows:

1. DEFINITIONS

In this Agreement unless the contrary intention appears:

- (a) 'Statement of Work' means the Statement of Work developed pursuant to Clause 3 below, including any variations thereof;
- (b) 'Application System' means all the computer programs prepared by Blue and supplied to Red under this Agreement including both source code and object code versions;
- (c) 'Computer Hardware and Systems Software' means all the equipment and operating system software provided by Blue to Red pursuant to the Statement of Work;
- (d) 'Development' means the analysis and programming services provided by Blue pursuant to this Agreement and the establishment of tables, codes, reference files and editing rules for Red's reasonable requirements in relation to a Statement of Work;
- (e) 'Installation' means the delivery, setting up and configuring of the Computer Hardware and System Software and Application Software pursuant to the terms hereof in accordance with the Statement of Work accepted by Red;
- (f) 'Office Procedures' means all facilities, forms and manual processes specified by Blue as

required to use the Computer System;

(g) 'Related Items' means all information and all manuals, documentation, notes, improvements, modifications and alterations prepared by Blue and supplied to Red under this Agreement;

(h) 'Computer System' means all Computer Hardware and Systems Software, Application Software, Office Procedures and Related Items developed pursuant to the Statement of Work;

(i) 'Materials' means all Systems Software, Application Software, Office Procedures and Related Items developed pursuant to the Statement of Work.

2. TERM

This Agreement shall take effect from the date hereof and shall continue until terminated in accordance with the terms hereof.

3. STATEMENT OF WORK

3.1 Blue shall create a Statement of Work for the Development and Installation of the Computer System.

3.2 Upon delivery of the Statement of Work to Red for its approval Red shall within fourteen (14) days thereafter:

- (a) approve it;
- (b) reject it; in which case the Agreement shall be deemed to be terminated or,
- (c) request variations to and/or explanations of any aspect or aspects of the Statement of Work.

3.3 When agreed by the parties, the terms of the Statement of Work shall be and are hereby imported and incorporated as terms of this Agreement.

3.4 The Statement of Work as agreed by the parties shall not be changed except by written agreement signed by the parties.

4. THE PROJECT

4.1 For the consideration herein, Blue shall build the Computer System in accordance with and subject to the terms of this Agreement and the Schedule attached hereto.

4.2 In building the Computer System, Blue shall be responsible for directing its own employees.

4.3 In building the Computer System, Blue agrees that time is of the essence under this

Agreement.

4.4 In providing the services to be performed or procured pursuant to this Agreement, Blue warrants that all programming and other services shall be provided in a proper and workmanlike manner and at all times in compliance with the standards and procedures for the like programming and services specified at the time of entering this Agreement .

5. OWNERSHIP

5.1 With effect from the time that the parties mutually agree in writing upon the terms of the Statement of Work pursuant to Clause 3 of this Agreement:

- (a) Blue grants Red an irrevocable, nonexclusive, paid up (provided that all payment required under this Agreement have been made) license to use, execute, reproduce, display, perform, distribute copies of, and prepare derivative works based upon, the Materials.
- (b) Without prejudice to 5.1 (c) either party is free to use, for any purpose, any idea, concept, know-how or technique, which either party individually or jointly, develops or provides during the term of the Project.
- (c) Each party agrees to treat as confidential all information received from the other that is not information, which is already in the public domain, or that is not required by law to be disclosed. Each party agrees to disclose such information only to those of its employees who need to know it for the performance of this Agreement.

6. WARRANTIES

6.1 Blue shall indemnify and hold Red harmless from and against any direct loss, damage, cost, liability or expense incurred by Red to the extent directly and proximately caused by and arising out of any infringement by any of the services performed by Blue for Red upon the patent, copyright, trade secret or other proprietary rights of any third party.

6.2 Blue does not warrant uninterrupted or "error free" operation of the Computer System or Service that is not due to its negligence.

6.3 Except as expressly set forth herein, Blue makes no warranties, expressed or implied, including warranties of merchantability, or fitness for a particular purpose, in connection with this agreement and the transactions contemplated hereby. In no event shall Blue be liable to Red for any indirect, special or consequential damages or lost profits arising out of or related to this Agreement or the performance or breach hereof, even if Blue has been advised of the possibility thereof.

• • •

8. TERMINATION

8.1 Either party hereto may terminate this Agreement if the other party fails to observe or perform any provision of this Agreement and fails to remedy such breach within thirty (30) days after written notice thereof has been given to the party in breach.

8.2 In the event that this Agreement is terminated then each party shall within seven (7) days of the effective date of termination deliver to the other all documents and other materials (including magnetic tapes, disks or other storage media) containing any confidential information obtained from the other during the term hereof and the receiving party shall certify its obliteration by erasure or other appropriate means.

9. AMENDMENTS

No amendment or modification of this Agreement or any provision of this Agreement shall be effective unless agreed by the parties in writing.

10. GOVERNING LAW

This Agreement shall be governed by and construed in accordance with UNIDROIT Principles for International Commercial Contracts 2016.

11. ARBITRATION

Any dispute arising out of or under this Agreement shall be settled by arbitration in accordance with UNCITRAL Arbitration Rules, in the edition current at the date of this contract.

12. FORCE MAJEURE

12.1 Notwithstanding any other provision in this Agreement, no default, delay or failure to perform on the part of either party shall be considered a breach of this Agreement if such default, delay or failure to perform is shown to be due entirely to causes beyond the reasonable control of the party charged with such default including, but not limited to causes such as strikes, lock-outs or other labour disputes, riots, civil disturbances, actions or inaction of

Governmental authorities or suppliers, epidemics, wars, embargoes, storms, floods, fires, earthquakes, acts of God, of the public enemy, computer downtime that arises out of causes beyond the control of Blue (hereinafter called the 'Force Majeure Event').

12.2 If Blue is prevented from delivering the Computer System due to a Force Majeure Event, it shall notify Red of the fact in writing within ten (10) days after the occurrence of the Force Majeure Event.

12.3 If Blue is prevented from delivering the Computer System due to a Force Majeure Event then Blue shall make a reasonable effort to move or eliminate the circumstances preventing delivery and upon cessation of the cause diligently pursue performance of this Agreement.

13. ENTIRE AGREEMENT

This Agreement supersedes and replaces all agreements arrangements and understandings related to the subject matter hereof, whether reduced to writing or not, that may have preceded this Agreement.

IN WITNESS WHEREOF, Red and Blue have executed this Agreement the day and the year first above written.

Red Corporation

Blue Inc.

(別添8)

SITE DEVELOPMENT AGREEMENT

THIS AGREEMENT is made and entered into as of this May 1, 2018 (the "Effective Date") by and between Red Corporation, a Negoland corporation ("Red") and Blue Inc., an Arbitrian company ("Blue").

WITNESSETH

WHEREAS, Red desires to engage Blue to develop, create, test, and deliver a Web Site to be known as "Red Travel" as a work made for hire and to house the Web Site on Red's Web Server and make the Web Site available for browsing on the Internet; and

WHEREAS, Blue is interested in undertaking such work; and

WHEREAS, Red and Blue mutually desire to set forth the terms applicable to such work;

NOW, THEREFORE, for the mutual consideration set forth herein, the adequacy of which is hereby acknowledged, Red and Blue, intending to be legally bound, hereby agree as follows:

1. Blue's Responsibilities

1.1 Scope of Work

Red hereby retains the services of Blue to design and develop a Web Site (the "Web Site") for Red.

1.2 Changes

Changes to this Agreement or to any of the specifications of the Web Site in any of the specifications thereof shall become effective only when Red and Blue agree in writing. Blue agrees to notify Red promptly of any factor, occurrence, or event coming to its attention that may affect Blue's ability to meet the requirements of this Agreement, or that is likely to occasion any material delay in the schedule.

2. Website Design

2.1 Design

The design of Red's Web Site shall be in substantial conformity with the material provided to

Blue by Red. Blue shall develop Red's Web Site to project the highest professional image.

2.2 Accessibility of Web Site During Construction

Throughout the construction of the prototype and the final Web Site, the Web Site shall be accessible to Red. Until Red has approved the final Web Site, none of the Web Pages for Red's Web Site will be accessible to end users unless the end users have entered the correct user id and password.

2.3 Delivery of Deliverables

Upon Red's approval of its final Web Site, Blue shall deliver to Red all code, documentation, reports and other materials developed by Blue in the course of its performance under this Agreement and any other items reasonably necessary for the operation of Red's Web Site (collectively the "Deliverables").

3. Ownership and Rights

3.1 Ownership of Work Product by Red

All elements of all Deliverables shall be exclusively owned by Red and shall be considered works made for hire by Blue for Red. Except as set forth below, Red shall exclusively own all copyrights and all other intellectual property rights in the Deliverables.

. . .

8. Representations and Warranties

Blue makes the following representations and warranties for the benefit of Red:

8.1 No Conflict

Blue represents and warrants that it is under no obligation or restriction that would in any way interfere or conflict with the work to be performed by Blue under this Agreement. Red understands that Blue is currently working on one or more similar projects for other clients. Provided that those projects do not interfere or conflict with Blue's obligations under this Agreement, those projects shall not constitute a violation of this provision of the Agreement.

8.2 Ownership Rights

Blue represents and warrants that (1) it is and will be the sole author of all works employed

by Blue in preparing any and all Deliverables; (2) it has and will have full and sufficient right to assign or grant the rights and/or licenses granted in the Deliverables pursuant to this Agreement; (3) all Deliverables have not been and will not be published under circumstances that would cause a loss of copyright therein; and (4) all Deliverables do not and will not infringe any patents, copyrights, trademarks, or other intellectual property rights (including trade secrets), privacy or similar rights of any person or entity, nor has any claim (whether or not embodied in an action, past or present) of such infringement been threatened or asserted, nor is such a claim pending against Blue (or, insofar as Blue is aware, against any entity from which Blue has obtained such rights).

8.3 Conformity, Performance, and Compliance

Blue represents and warrants that (1) all Deliverables shall be prepared in a workmanlike manner and with professional diligence and skill; (2) all Deliverables will conform to the specifications and functions set forth in this Agreement; and (3) Blue will perform all work called for by this Agreement in compliance with applicable laws. Blue will repair any Deliverable that does not meet this warranty within a reasonable period of time if the defect affects the usability of Red's Web Site, and otherwise will repair the defect within 24 hours, said repairs to be free of charge to Red.

. . .

10. Force Majeure

Neither party shall be liable for any loss or delay resulting from any force majeure event, including acts of God, fire, natural disaster, labor stoppage, war or military hostilities, or inability of carriers to make scheduled deliveries, and any payment or delivery date shall be extended to the extent of any delay resulting from any force majeure event.

12. Miscellaneous

12.1 This Agreement shall be governed by UNIDROIT Principles of International Commercial Contracts (2016 version).

12.2 Neither party shall be liable to fulfill its obligations hereunder, or for delays in performance, due to causes beyond its reasonable control, including, but not limited to, acts of God, acts or omissions of civil or military authority, fires, strikes, floods, epidemics, riots or acts of war.

12.3 This Agreement sets forth the entire agreement between the parties hereto with respect to the subject matter hereof and is intended to supersede all prior negotiations, understandings and agreements. No provision of this Agreement may be waived or amended, except by a writing signed by the parties hereto.

12.4 This Agreement may be executed in one or more counterparts, each of which shall be deemed an original and together which shall constitute one and the same instrument.

12.5 The failure of either party to exercise any right or remedy provided for herein shall not be deemed a waiver of any right or remedy hereunder.

12.6 Any dispute, controversy or difference arising out of or in relation to or in connection with this Agreement or for the breach thereof, shall be settled by arbitration in Tokyo, Japan, pursuant to the UNCITRAL Arbitration Rules and by three (3) arbitrators. The arbitration award shall be final and binding on both parties.

IN WITNESS WHEREOF, the parties hereto have executed this Agreement on the date first set forth above.

Red Corporation

Blue Inc.

(別添9)

議事録

日時：2019年7月16日10時～12時

場所：レッド社本店

出席者：レッド社：宅配事業部長、国際業務部長、法務部長

ブルー社：EC業務部長、ブルー・ネゴランド社長、法務部長

1. ブルー社からレッド社に対して、ブルー・ストア・ネゴランド（BSN）の10周年記念の特別大セールである”BSN-Super 10th Anniversary”の実施についての説明がなされた。

・期間：2019年10月1日から10月7日

・内容：全品半額から2割引きとする。加えて、通常は取り扱っていないアービトリア国
の特産品である「アブ・プロポリス」と「アブ・ウォッチ」を目玉商品として販売する。

2. 上記セールの実施に伴い、ブルー社からレッド社に対して、以下の依頼がなされた。

①ネゴランド国の配達の増加、及び、アービトリア国の倉庫からネゴランド国の倉庫への輸送の増加に備えた特別の態勢を組むこと

②ちょうど同時期に、アービトリア国でもBlue Ultra Saleを行うために人手が足りなくなるため、航空運送のための梱包についてレッド社に協力を依頼したいこと

③航空運送のための梱包のために2名程の人員を派遣して欲しいこと、また、梱包のための緩衝材の手配も依頼したいこと

④協力のための費用は、通常の運送費とは別に支払うこと

⑤今回は今まで扱ったことのない「アブ・プロポリス」と「アブ・ウォッチ」という特別の目玉商品を販売するので、特に円滑な輸送に注意して欲しいこと。

3. 上記のブルー社の依頼について、レッド社はこれを応諾した。なお、④の費用は、5万ネゴリラとすることが合意された。なお、以上の合意に基づき、MOUを作成することが合意された。

以上

(別添 10)

MEMORANDUM for the Special Sales at Blue Store Negoland

Date: July 16, 2019

1. Blue decides to conduct the Special Sales at the Blue Store Negoland for its 10th anniversary.
2. To prepare for the increase of the volume of parcels in the period of the Special Sales, Red agrees to make a special arrangement of staffs, relevant materials, vehicles, and carriers.
3. Red will cooperate in packaging of parcels at the warehouse of Blue for air transportation from Arbitria to Negoland.
4. Red will send two people to facilitate the smooth packaging for the air transportation and procure cushioning material.
5. The cost for the cooperation is 50,000 Nego-Lira and must be paid by Blue to Red separately from the normal transportation cost.

Red Corporation

Blue Inc.

(別添 11)

陳述書

1. 私は、ブルー社の倉庫で BSN に関する商品の調達、保管、発送の管理の責任者をしています。
2. 2019 年 10 月の BSN の大セールを実施するにあたり、ブルー社内部で態勢を検討したところ、アービトリア国での別のイベントのために、いつもネゴランド国向けの物品を管理している倉庫の人員を別の倉庫に派遣しなければならず、大セールのための商品の発送作業に支障をきたすことが判明しました。そこで、本部に相談し、通常は私たちが担当している航空運送用の梱包作業について、レッド社に協力を依頼してもらえないかと要請しました。
3. 私たちの要請が認められレッド社が梱包作業を手伝ってくれることとなりました。レッド社から 2 名のスタッフの方が派遣されて、梱包・発送作業を担当してくださいました。9 月 17 日から作業を開始しました。最初の 2 日間は当社のスタッフも担当していましたが、3 日目以降はレッド社のスタッフの方が専ら担当してくださいました。私は、梱包作業の様子について、レッド社のスタッフから毎日報告を受けていましたが、レッド社の 2 名の方のおかげで、大変スムーズに進みました。ブルー社の倉庫で使っている商品の発送に必要な情報が表示されるタブレットをレッド社のスタッフの方にお渡しし、アービトリア国向けの発送が必要な商品が分かるようにしました。このタブレットの指示に従って、レッド社の方が商品棚から必要な商品をピックアップし、必要な梱包を行ってくださいました。
4. 梱包に必要な緩衝材については、当初、レッド社の方はネゴランド国から持参されたものを使わっていたのですが、すぐに足りなくなり、9 月 20 日には当社が保管していたものをお渡ししました。それでも足りなくなり、9 月 22 日には、レッド社の方から、至急、緩衝材を調達して欲しいと言われました。そこで、部下に指示して、緩衝材を調達し、23 日にレッド社の方にお渡ししました。なお、その際、緩衝材の品質等について、レッド社の方から特別な注文はありませんでした。
5. 緩衝材の代金は 1000 アブドルでした。これは、レッド社の方が当社に支払われました。
6. 後で気が付いたのですが、部下が購入したのは、いつも当社が利用しているものとは違うものだったようです。その部下によれば、いつも使っている緩衝材のメーカーが品切れだったので、別のものを購入したといっていました。いつものものは、同じ量だと 2000 アブドルくらいするのですが、その時は特に不思議には思いませんでした。また、それをレッド社の方にお渡しした際に、特に何も言われなかったので、大丈夫だと思っていました。

7. 今回、梱包作業に責任を負っていたのはレッド社さんですし、レッド社さんは航空運送の専門家なのですから、緩衝材が航空運送に不向きなものだったことによる責任はレッド社さんが負うべきであると思います。

ブルー社 第一管理部長
エメラルド

陳述書

1. 私は、レッド社の航空貨物運送の担当者で、2019年9月、ブルー社の10周年記念セールのための輸送作業に対応するため、アービトリア国でのブルー社の倉庫に派遣されました。
2. 派遣される際には、ブルー社は人手が足りないそうなので、当社が梱包作業に協力することになった。先方と協力して対応して欲しい、との指示を受けました。
3. セールのための梱包・発送作業は、9月17日からスタートしました。最初の2日間は慣れないアービトリア国での作業に対応するため、ブルー社の方も一緒に作業していましたが、3日目からは当社からの2名のみで担当しました。ブルー社の方は相当人繰りに苦労されていたようでした。ブルー社の方が、ブルー社の倉庫で使っている商品の発送に必要な情報が表示されるタブレットを貸してくれました。このタブレットでネゴランド国に発送するよう指示が表示された商品について、必要な梱包作業を行いました。作業の状況については、毎日、ブルー社のエメラルドさんに報告していました。
4. 緩衝材は来る時に多少持ってきたのですが、すぐになくなってしまいました。そこで、ブルー社の方にお願いしたら、ブルー社の方がブルー社に保管してあったものを下さいました。しかし、それもすぐになくなってしまったので、至急、調達して欲しいとお願いしました。そうしたところ、前のものとは違う種類のものでしたが、緩衝材を調達してくださいました。当社がお願いしたものですので、代金を伺ったところ、1000アブドルとのことでした。かなり安いと思いましたが、アービトリア国ではそのようなものなのかと思いました。
5. ブルー社さんが調達してくださった緩衝材は、当社がいつも利用しているものとは異なりましたが、アービトリア国では標準的なものだらうと思い、特に品質について疑問を挟むことはありませんでした。ブルー社さんはこれまででも航空運送用の梱包をされてきたので、ブルー社さんが調達してくれる緩衝材が、まさか航空運送に不向きなものとは思いもしませんでした。実際、見た目や使った際の感覚は、当社が持参したものと変わりありませんでした。
6. ブルー社さんが提供してくださった緩衝材が理由で、今回のような事故が発生したのですから、ブルー社さんが責任を負うべきものだと思います。

レッド社 航空運送事業部主任

スワン

(別添 12)

Air Waybill の裏面約款の抜粋

- 1 荷送人は、貨物が通常の取り扱いにより安全に運送されるような方法で、かつ、人または財産に損傷を与えないような方法で適切に梱包されていることを確実にする責任を負います。各荷には、荷送人および荷受人の氏名および住所地番を明瞭に、かつ、消えないように記名しなければなりません。運送人は、運送人の業務担当者が実施した場合を除き、貨物の荷造りまたは荷印の欠陥に対する責任を負いません。
- 2 貨物の運送における破壊、紛失、損傷または遅延の場合における損害に対する運送人の責任を以下に定めるものとします。運送人は、荷送人または荷受人が当該貨物に関して別の航空貨物運送状（またはそれに相当するもの）を発行した相手に対しては責任を負いません。モントリオール条約（以下「条約」という）に別段の定めがある場合を除き、運送人またはその代理人が行う貨物の運送またはその他の業務に起因したまたは関連するいかなる性質の損傷、遅延または紛失についても、当該損傷、遅延または紛失が運送人の重大な過失または故意の不正行為に起因するものであったことが証明されない限り、運送人は責任を負いません。
- 3 貨物の運送における破壊、紛失、損傷または遅延の場合における損害については、運送人は、その損害の原因が運送中に生じたものであるときには、責任を負います。ただし、運送人が、事故の発生を防ぐために運送人もしくはその職員があらゆる可能な措置を講じたことまたはそうすることが不可能であったことを証明した場合は、運送人は、損傷、遅延または紛失に対する責任を負いません。
- 4 運送人は、この約款に従う運送から生じた間接損害に対しては、運送人がその損失または損害の発生を予知していたかどうかを問わず、一切責任を負いません。
- 5 荷送人、荷受人またはその他の請求者の側に寄与過失がある場合、条約および適用法令に定められた範囲で、運送人はその責任を免除されます。
- 6 運送人の責任は条約の限度を超えないものとし、適用される条約がない場合は、破壊、紛失、損害または遅延をこうむった貨物 1 キログラムあたり 22SDR（特別引出権）を超えないものとします。運送人の合意を得て、荷送人が貨物の価額について特別に申告し、かつ、適用される追加料金を支払っていた場合は、運送人の責任は当該申告額を上限とします。すべての損害賠償請求にあたっては価額を証明しなければなりません。

7 物品に紛失または損傷があった場合、貨物の引き渡しを受ける権利を有する者が書面による苦情を運送人に提出しない限り、いかなる損害賠償請求も認められません。この場合、苦情は次のとおり提出しなければなりません。

- (1) 物品に明らかな損傷があった場合または物品の一部が紛失した場合には、その発見後ただちに、かつ、物品の受領日から遅くとも 14 日以内。
- (2) 物品にその他の損傷があった場合には、物品の受領日から 14 日以内。

*アブ・プロポリス、アブ・ウォッヂの運送にあたっては、6 条の特別の申告及び追加料金の支払はない。

(別添 13)

2019 年 10 月 10 日

レッド社

命 令

アービトリア国個人情報保護委員会

レッド社は、制裁金 200 万アブドルを本命令の日から 3 か月以内に支払え。

<理由>

1. レッド社がブルー社のブルー・グローバル・モールに出店している「レッド・トラベル」では、顧客の個人情報を取得するにあたり、取得した個人情報をレッド社のサービスの提供のほか、他のサービスの勧誘等に利用することについて同意を求める形となっている。そして、この同意の取得については、ウェブサイトにおいて、「レッド社の個人情報の利用方針に同意して取引を行います」というボタンをクリックすることによって行っていた。

しかし、一般データ保護法によれば、データ主体の「同意」とは、「自由に与えられ、特定され、事前に説明を受けた上で、不明瞭ではない、データ主体の意思の表示を意味し、それによって、データ主体が、その陳述又は明確な積極的行為により、自身に関連する個人データの取扱いの同意を表明するものを意味する」とされている。しかし、レッド・トラベルの方式は、レッド・トラベルのサービスを利用しようとする者は同意する以外の選択肢はなく、同意を拒否することはできない。従って、そのような状況の下で行われた同意は、「自由に与えられ」た同意とは言えない。このように、自由に与えられたとはいえない同意に基づき顧客の個人情報・データを利用することは、一般データ保護法に違反する。

また、本件では、「ブルー・グローバル・モール」の店舗を紹介する頁において、「レッド・トラベル」のサイトはレッド社によって運営されている旨が注記されていたものの、「ブルー・グローバル・モール」のサイトから「レッド・トラベル」のサイトに移動する際に、ここから先は国外の主体によって運営されるサイトであり、ネゴラント国法が適用される等の記載が、顧客に分かりやすい形で示され、顧客がそれを理解したことを確認したうえで「レッド・トラベル」のサイトに移行するような工夫がなされていたわけでもない。

一般データ保護法 83 条では、当委員会は、違反の重大性に応じた制裁金を科すことができる。当委員会は、この違反行為に対し、50 万アブドルの制裁金を科すこととする。

2. 2019 年 1 月 25 日、レッド社の顧客管理システムである R-CMS がハッキングされ、レ

ッド・トラベルや BSN を利用したアービトリア国 の顧客 5000 名を含む 5 万人の個人情報が漏洩した。一般データ保護法 32 条によれば、個人情報の管理者はシステムの機密性・完全性を確保する義務を負うが、レッド社はハッキングを許すようなシステムを用いていた。この行為は、一般データ保護法に違反する。

当委員会は、この違反行為に対し、150 万アズドルの制裁金を科すこととする。

以上

(別添 14)

February 10, 2019

To: Crane (Red)

From: Ruby (Blue)

ReReReReReReReReRe:システムのバグについて

システムの開発でバグがあることは避けられず、バグがあったから直ちに当社に責任があるということにはなりません。また、今回のバグは発見しにくいものでした。当社のスタッフは多忙を極めており、対応したくても対応できなかつたのです。また、不正なアクセスがあったら、貴社でもシステムを一時的に止める等の対応もできたはずです。今回の件で、当社が責任を負うとのご主張を受け入れることはできません。

February 7, 2019

To: Ruby (Blue)

From: Crane (Red)

ReReReReReReReReRe:システムのバグについて

私からは、ハッキングの防止とデータの厳重な管理には特に注意してくださいとお願いしたはずです。また、当社は、既に1月18日に顧客管理システムのハッキング対策の点検を依頼したにもかかわらず、迅速に対応して頂けませんでした。今回の情報漏洩により当社に損害等が発生した場合には、貴社に賠償を請求する可能性があります。

February 5, 2019

To: Crane (Red)

From: Ruby (Blue)

ReReReReReReReRe: システムのバグについて

当社のスタッフが確認したところ、R-CMS のバグが原因で、何者かが R-CMS の顧客データの一部にアクセスするために必要な暗号を盗み取ることが可能になった結果、発生したものであることが判明しました。今回のバグは、今まで考えてみなかつたような点でした。3, 4日時間をかけて集中的にチェックしていれば発見できていたと思いますが、1日や2日では発見できるようなものではありませんでした。もうバグは修復しましたので、ご安心ください。

January 26, 2019

To: Crane (Red)

From: Ruby (Blue)

ReReReReReReRe: システムのバグについて

ご連絡有難うございました。風邪で休んでいて、お返事が遅くなりました。

至急、当社のスタッフを貴社に派遣します。明日の午前には貴社にお伺いできると思います。それまでの間、暫定的に R-CMS の関係部分を止める措置を取って頂けますでしょうか。宜しくお願ひします。

January 26, 2019

To: Ruby (Blue)

From: Crane (Red)

ReReReReReReRe: システムのバグについて

当社の顧客管理システムがハッキングされ、顧客の個人情報が漏洩するという事態が発生しました。原因は調査中ですが、システムのバグが原因である可能性が大です。至急、対応して頂けますでしょうか。

January 23, 2019

To: Ruby (Blue)

From: Crane (Red)

ReReReReReReRe: システムのバグについて

昨日、また、R-CMS の顧客データベースに不正なアクセスが試みられた形跡があります。至急、対応して頂けるようお願ひします。

January 21, 2019

To: Ruby (Blue)

From: Crane (Red)

ReReReReReReRe: システムのバグについて

昨日、R-CMS の顧客データベースに不正なアクセスが試みられた形跡があります。できるだけ早く対応して頂けるようお願いします。

January 20, 2019

To: Crane (Red)

From: Ruby (Blue)

ReReRe: システムのバグについて

ご連絡有難うございました。生憎、現在、当社のシステム関係のスタッフは多忙を極めており、緊急に対応することはできません。手が空き次第、対応致しますので、少しお待ちいただけますでしょうか。

January 18, 2019

To: Ruby (Blue)

From: Crane (Red)

ReReRe: システムのバグについて

有難うございました。先日のメールでお伝えした 2 点については修復されていることを確認しました。昨日、当社の同業者の顧客管理システムがハッキングされるという事態がありました。その会社の場合は、ハッキングされたものの、重要なデータは影響を受けなかったとのことです。当社の R-CMS がハッキングされるようなことのないよう、ハッキングを許すバグがないかどうか、再点検をお願い致します。

January 16, 2019

To: Crane (Red)

From: Ruby (Blue)

ReRe: システムのバグについて

ご連絡有難うございました。早速、貴社のシステムのプログラムを見直し、修正しました。ご確認ください。

January 15, 2019

To: Ruby (Blue)

From: Crane (Red)

Re: システムのバグについて

貴社に開発して頂いた顧客管理システムですが、幾つかのバグが発見されています。例えば、一定の条件で顧客のデータを検索しようとするとフリーズしてしまうというバグ、顧客のデータが文字化けする場合があるといったバグが発見されております。速やかに対応をお願い致します。

(別添 15)

1. 運送事件

ブルー社の求める仲裁判断：レッド社はブルー社に対して 775 万アブドルを支払え。

レッド社の求める仲裁判断：ブルー社の請求を棄却する。

争点

- (1) 「アブ・プロポリス」「アブ・ウォッチ」の損傷に関して、レッド社は債務不履行責任を負うか。
- (2) 仮に、債務不履行責任を負う場合、損害賠償額はいくらか。

2. 情報事件

レッド社の求める仲裁判断：ブルー社はレッド社に対して 700 万ネゴリラを支払え。

ブルー社の求める仲裁判断：レッド社の請求を棄却する。

争点

- (1) 個人情報保護委員会の命令の第 1 点に関して、ブルー社はレッド社に対して 50 万ネゴリラを賠償すべき法的責任を負うか。
- (2) 個人情報保護委員会の命令の第 2 点に関して、ブルー社はレッド社に対して 650 万ネゴリラを賠償すべき法的責任を負うか。

3. 仲裁手続

(1) 当事者の同意がない場合に、仲裁廷は、オンラインでの証人尋問を行うとの決定をする権限を有するか。そのような決定を行えるのは何らかの条件が満たされる場合に限られるか。

(2) 何らかの条件が満たされる必要があるとすると、Zoom を用いた証人尋問において、具体的にどのような条件が満たされる必要があるか。

(注) 3 (2) については、レッド社の代理人とブルー社の代理人の主張は必ずしも対立する必要はなく、双方の代理人の協議により合理的で現実的な条件が設定できたかどうか、こうした協議に適切に貢献できたかを評価する。

(別添 16)

ネゴランド国とアービトリア国における新型コロナウィルスの感染者・死者の状況

人数は 1 か月の 合計である。	ネゴランド国		アービトリア国	
	新規感染者数	死者数	新規感染者数	死者数
2020 年 3 月	520,000	5,000	100,000	5,000
2020 年 4 月	230,000	2,000	50,000	2,000
2020 年 5 月	130,000	1,000	20,000	1,000
2020 年 6 月	50,000	500	10,000	400
2020 年 7 月	100,000	1,000	25,000	1,500
2020 年 8 月	200,000	2,000	50,000	2,000
2020 年 9 月	280,000	2,500	100,000	2,500
2020 年 10 月	350,000	3,000	150,000	3,500

* 新規感染者数は、各国の政府が PCR 検査の結果、新たに感染が確認された数として公表したものである。

* なお、アービトリア国政府は、無症状の人について PCR 検査を受けてもらう必要ではなく、症状がある人や感染者の接触者を中心に PCR 検査を機動的に実施すべきであるとの政策をとっている。ネゴランド国政府は、症状の有無にかかわらず、できるだけ多くの国民が、いつでも PCR 検査を受けることができるようすべきであるとの政策をとっている。

(別添 17)

レッド社のピーコック社長とブルー社のダイアモンド社長との面談記録

レッド：ネゴランド国では、新型コロナウィルスの感染が再度拡大している状況である。新型コロナウィルスについては、画期的な予防策が確立されるまでの間は、新型コロナとうまく付き合っていくしかない。

ブルー：それはわが国も同じである。With Corona, After Corona のわが社のあり方を検討している。

レッド：当社も同様である。コロナ後の社会の姿は見通しにくい点もあるが、コロナに受け身に対応するだけではなく、この機会に新時代にふさわしい積極的な取組みを進めたいと考えている。

ブルー：同感である。新しい時代では、e-commerce の役割はもっと増すはずであるし、オンラインでのビジネスが新しいスタンダードとなっていくのではないかと考えている。e-commerce にとって、ロジスティックスは極めて重要である。ロジスティックスを専門とする貴社とは、従来以上に協力していきたいと考えている。

レッド：確かに、これから時代、ロジスティックスは経済の鍵を握ることになると考えている。どれだけ e-commerce が発展しても、商品を運んだり、届けたりするロジスティックスがうまく機能しなければ、経済の発展は見込めない。当社は、人材も拡充してきたが、更に、自動運転技術やドローンを活用した新しい時代のロジスティックスを目指している。実験も順調であり、特区では実用化も始まっている。どんどん実験や実用化を進めていきたい。

ブルー：わが国のロジスティックスは、人手不足に悩まされており、自動運転技術やドローンの活用が急務であると考えている。色々な実験は行われているが、実用化にはまだ時間がかかりそうである。貴社の自動運転技術やドローンを用いた配達技術について、当社もプロジェクトに参加させて頂くことは可能か。

レッド：イエロー社との関係もあり、当社だけでは判断できないが、検討する。

ブルー：ところで、当社からお願いがある。BSN の配達料金は、今、通常料金の 5 割引きとなっているが、これを、7 割引きとすることをお願いしたい。e-commerce の競争力を高めていくためには、送料を抑えることが大変重要になっている。

レッド：当社としては、逆に、5 割引きでは安すぎであり、引き上げをお願いしたいと考えていた。荷物の配達は、個数が増えたからコストが低下するというものではない。個数が増えれば増えるだけ、輸送力への負荷は増える。当社としては十分な輸送力を確保するために人材の増強や自動化技術への投資を行っているが、こうした資金を確保するためにも、しっかりとした利益を得ていく必要がある。

ブルー：お互いの方向性は違うが、10年目ということもあり、契約条件を見直す良いタイミングである。協議を行うこととしよう。

レッド：分かった。ところで、当社からもお願いがある。新型コロナのために、当社の観光事業部門が苦境に陥っている。当社の観光事業は、日本のはとバスをモデルにスタートしたが、首都だけではなく、主要都市で定期便やチャーターの観光バスを運行しているほか、最近では観光タクシーも保有しており、外国からの観光客に大変好評であった。しかし、新型コロナのために全くダメになってしまった。実際の観光客が回復するのはまだ時間がかかると思うが、観光部門は重要で、特に、アービトリア国からの観光客は当社にとって重要である。当社の観光部門では、バーチャル観光を検討している。レッド・トラベルでバーチャルでの観光サービスを販売していきたいと考えているので、協力して欲しい。

ブルー：当社からは、貴社の国際航空貨物事業に関心がある。当社として、ロジスティックスが重要であると考えていることはお話した通りであり、航空貨物事業への進出を検討している。貴社は、国際航空貨物事業についてどのように考えているか。

レッド：当社としては、国内運送事業が中心であり、国際航空貨物については自らがキャリアであるのがベストなかどうかを再検討しているところである。貴社は、当社の国際航空事業に関心があるということか。

ブルー：条件次第でそのようなことも考えたい。当社としては、ロジスティックス事業にも参入していくことを考えており、その一つの可能性である。

レッド：貴社の意向は分かった。当社としては、アービトリア国での国内運送事業にも関心がある。アービトリア国の国内運送事業への進出は難しそうか。

ブルー：運送事業は認可事業であるが、貴社はネゴランド国での実績がある。進出自体は容易であると思うが、運送事業は現在人手不足で、進出しても人材を確保するのが難しいかもしれない。当社としても、ブルー・ストアの商品の配達業者の確保に困ることもあり、貴社のような会社がアービトリア国内でも配達業務を担ってくれるのは有難いことである。

レッド：当社としては、顧客データの更なる活用が重要であると考えている。当社は、商品の宅配を通じて個人の生活との接点を持っているが、荷物を届けるだけではもったいない。こうした顧客との接点を活かして、より消費者の生活に役立つサービスを届けられるような企業に成長していきたいと考えている。

ブルー：データの利活用は当社にとっても課題である。どのような活用の可能性があるかについても協議しよう。但し、GDPR や一般データ保護法には注意する必要がある。

レッド：わが国では、多くの情報が公開情報であり、個人情報等に対する感覚が欧州や貴国とは異なる。但し、今後、個人情報保護に対する関心が高まっていくことも予想される。個人情報の適切な保護には留意しつつ、情報・データを活かした高度なサービスを提供していくことが、今後の時代における要請であると考えている。

ブルー：その通りである。一緒に協力できる点は協力していこう。今日、協議したことは社内に伝える。まとめると、①ネerlande国における BSN の配達サービスの料金の見直し、②レッド社の国際貨物運送事業に関する両社の協力の可能性、③レッド社の観光事業に関する両社の連携の可能性、④自動運転自動車・ドローンによる宅配サービスに関する協力の可能性、⑤その他、将来に向けた連携・協力の可能性といったところだろうか。

レッド：そう思う。社内で検討のうえ、11月に交渉の機会を設けることにしよう。

ブルー：了解した。

以上